

## 令和4年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和4年(2022年)11月17日(木)  
午後2時00分~午後3時32分

場所 市庁舎本館4階410会議室

- 1 出席者 古城会長、高橋委員、秋山委員、八木委員、福島委員、根岸委員、高山委員、林委員、宮本委員、今井委員、高宮委員

以上11名

(欠席者:2名)

事務局:重田健康・こども部長、鈴木保険年金課長、松本課長代理、長島課長代理、坪内担当長、村井主査、清水主事、小野主事

以上8名

- 2 傍聴者 0名

- 3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により会議は成立した。

- 4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長:協議会次第に従いまして議事を進めます。

議題(1)「仮係数に基づく令和5年度の国保事業費納付金・標準保険税率について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:事務局より、令和5年度の国保事業費納付金・標準保険税率について説明した。

会 長:皆様から質問等がございましたらお願いします。

委 員:コロナ後に一気に医療受診者が減って、医療費が減ったと思いますが、令和2年度、3年度と比較して令和4年度は県に支払う納付金は減っているのでしょうか。

事務局:令和2年度にコロナの関係で医療費が落ち込んでいる部分は、異常値ということでそこを除いた形で計算されていきますので、医療費は減っても納付金は同程度の金額になります。

会 長:ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委 員:(その他、意見・質問等なし)

会 長:次の資料の説明を事務局よりお願いします。

事務局：事務局より標準税率・税率の推移について説明した。

会 長：皆様から質問等がございましたらお願いします。

委 員：スライドの20ページの保険者努力支援制度の活用による交付金の獲得というのは、特定健診の受診率の向上とか、具体的にはどのようなことを示しているのでしょうか。交付金は総括表の歳入のところの、県支出金・特別交付金（保険者努力支援分）とありますが、ここを表しているのでしょうか。教えてください。

事務局：県支出金・特別交付金（保険者努力支援分）を表しているのかという質問は、その通りになります。年度当初に見込みを立てて、決算で見込みの額に対してどうだったかを見ていただければと思います。  
保険者努力支援制度の活用により交付金を獲得していくことについては、中身は色々あります。特定健診の受診率もそうですし、平塚市は全国の上位には入っていませんが、前年度、前々年度より何パーセント上昇したという項目があるので、そこは点数が取れています。平塚市としては一気に全国上位に行くのは難しいので、前年度より落とさないように少しずつでも上げていくことを目標にやっています。

会 長：ありがとうございます。他に質問いかがでしょうか。

委 員：何点か質問があります。国民健康保険税の収納率は上期終了時点で年間に対してどの程度になっているかを知りたいです。  
前回の運営協議会で話があったのですが、金融機関の場合は、催告書を出した場合、保証人は個人ではなく保証協会になっています。  
平塚市の場合は、催告書を出した場合は、どのような形で回収を図っていますか。  
前回の会議で、銀行から情報を貰うと答弁されていたと思いますが、どのように進んでいますか。  
また、口座振替を推奨していると思いますが、口座振替不能者に対して点検は、どのような形でされていますか。金融機関の場合は毎日見て、入金されていなければ電話をしています。何か月も延滞すると催告書という形で段階を踏んでやっています。同じようなことをやっているのではないかと思います。教えていただきたいと思ます。

会 長：ありがとうございます。三点質問がありましたが、一点ずつお願いします。まず収納率の上期についての状況です。

事務局：収納は来年の5月まで行われます。滞納整理期間があって5月まで入ってきます。上期では、半分程度入っています。昨年度と比べると、5パーセント程度伸びている状況です。口座振替率が伸びていますので、収納率向上に貢献していると考えています。

会 長：二点目ですが、保険税の納付がうまくいっていない方に対してどのように回収をしているのかということですね。

事務局：納期限を過ぎると、20日以内に督促状が出ます。  
本来ならば、督促状が出た10日後に差し押さえ等もできるということになるのですが、督促状が出た数ヶ月後に催告書を出します。催告書は年2回出しています。最初の4期までの未納分を、11月に出します。  
次に、4月に年度分をまとめて催告書を出しています。その間に、各金融機関に調査を依頼し財産調査をやっています。  
財産調査も電子化されています。一度に何千件という形で出して、財産があれば、差し押さえをするか、折衝をしていきます。  
金融機関の財産以外にも、土地なども調査します。口座の中身から勤務先等を調べて、勤務先の給料を差し押さえすることもあります。

会 長：ありがとうございます。3点目の質問が口座振替不能の方に対してどれくらいの頻度で確認しているかということですね。

事務局：口座振替の結果が口座振替日の4営業日後に届きます。毎月の振替は3億円程度ありますが、そのうちの1000万円分程度が口座振替不能になっているので、その方達に対してはまず納期限から20日以内に督促状を出します。  
本人も振替不能になったことを気が付いていない場合もあるので、督促状で納めてもらいます。今後、LINEなど市からお知らせする手段もありますので、毎月の振替日の前に案内を出したら良いのではと考えています。

会 長：ありがとうございます。他に質問はありますか。

委 員：国民健康保険税の計算方法で均等割と平等割があると思いますが、何で二種類あるのでしょうか。

事務局：国民健康保険の制度ができたときに、主に農家の方等が入られていた制度になっていました。家族の人数が多い方もいますし、少ない方もいます。それを平等割りで調整したという歴史がありました。現在は単身世帯が多いので、平等割のあり方に関しては、議論をされているところです。

委 員：一世帯に多い人数がいた世代を考えると、全体の均一を図るにはいいと思います。現在は単身世帯が多いので、議論されていることは良いことだと思います。そのまま進めていただきたいと思います。

会 長：ありがとうございます。他に質問ありますか。

委 員：何点か質問があります。国から仮係数が示されるのが11月の中旬となっています。なぜこの仮係数なのかという疑問等が生じた場合の調整はあるのでしょうか。例えば、人間ドックの助成金は、市町村によって違います。平塚の場合は、1万円ですが市町村によっては2万円のところもあります。こういった差額は、市町村の努力によるところはあると思います。この部分は、国が示してくる部分の仮係数の中に反映は

されているのでしょうか。それによっては、せっかく事務局が色々な形で努力されている部分が無しくなってしまうと思います。

会 長：仮係数に対して市から県に対して疑義照会ができるのかというのが、まず一つの質問です。その中で市が独自に取り組んでいる保健事業関係の努力について、仮係数について関係があるのか、質問できるのかという二点お伺いしたいと思います。

事務局：仮係数に対する異議申し立てをする機会はありません。仮係数に基づく納付金が示されたらすぐに、当初予算を組んでいく方に注力します。各保険者の努力については、例えば、先ほど例に出たような特定健診の補助金について、平塚市は約1万円にしています。補助金を保険税で賄うのか、それとも他の国・県の補助金等を確保していくことで賄うのかは各保険者での努力になっていきます。仮係数に対して、示された時点で反映されるということは特になく、予算を組んでいくときに、工夫してその取り組みが評価されていきます。

委 員：1月の初旬に国の予算が確定するので、確定係数になると思います。その後、国民健康保険運営協議会に諮問されるのでしょうか。  
その回答を受けて、最終的には、この国民健康保険の予算案が確定すると議会にかけるといふ形になると思います。  
次の国民健康保険運営協議会の諮問に対する回答はどのようにするのでしょうか。

事務局：次回の国民健康保険運営協議会が始まる前に諮問させていただきます。協議会の中で議論いただき、その場で結論づけていただく形になっています。  
後日、答申案については、委員長一任という形で、文面を作成していく形になります。

委 員：次回の開催前に諮問をいただいて、答申案について我々は会長に一任という形になるということでしょうか。会長は後日、市長に対して答申をするという流れで良いのでしょうか。

事務局：その通りです。答申案を出した後は、皆様にも郵送で送付させていただきます。

委 員：もう一点の質問は、一般会計からの繰入金、毎年多額の金額を市から頂くとお思います。財政当局と予算折衝して多額の金額を頂くのは担保がされているのでしょうか。例えば、何か繰出基準があるとか、或いは国民健康保険条例で定めてありその中で担保されているとか。ある自治体では、総合計画の中に、国民健康保険の一般会計の繰入金事業を将来の財政負担を明確にするために計上して、それを担保にするとか或いは財政当局との財政交渉をするところもあると思います。平塚市の場合はどうなのかをお聞きしたいです。

会 長：スライドの20ページのところのご指摘かとお思います。その他一般会計繰入金は、現在1億9200万円です。毎年、単年度ごとにかかっていますが、市の方で財源的な裏付けの計画があるのかどうかという御質問かとお思います。

事務局：財政的な計画が出ているものはないです。最近では1億9200万円が続いていますが、財政当局とその他一般会計繰入金について、相談・折衝をします。  
その時に基準となるものが、地方単独事業を行うことによって、小児医療費の助成やひとり親家庭等の受診が増えるという影響額があります。それをやっている自治体は、国からの交付金が減額調整されています。その減額されている額は大体2億2～3000万円です。市の施策として地方単独事業をやっているのだから2億2000万円は担保して欲しいところが国保側としてはありますが、一般会計もそこまで出せるかといった調整の中で結果1億9200万円に落ちついています。  
我々としては、今後、県内市町村の保険料の統一という動きがある中で、赤字補填目的の一般会計からの繰入金をなくそうと、各市町村が同じ条件のもと始めないと、スタートの時点で差が出てしまうので、統一していくことになっています。  
そういった背景がある中で、平塚市は、まず赤字補填の目的の繰り入れは終わっています。残るは1億9200万円の赤字補填以外の繰り入れではありますが、将来的に0にしていきなさいと言われたときに、いきなり1億9200万円を削減するのは難しいので、保険料水準の統一に向けて、段階的に1億9200万円を減らしていき、将来的には自分たちの収入だけでやっていきますという計画を我々の方から、財政当局の方に提示して、共有をしています。

会 長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委 員：（その他、意見・質問等なし）

会 長：意見等もないようですので、議題（1）「仮係数に基づく令和5年度の国保事業費納付金・標準保険税率について」は、終了させていただきます。  
次に、議題（2）「その他」について、事務局から報告事項等ありましたらお願いします。

事務局：議題（2）「その他」として、平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例、出産育児一時金の支給額の改定（建議）（案）について、事務局から説明した。

会 長：この件について、質問はありますか。

委 員：（その他、意見・質問等なし）

会 長：それでは資料1の文案に基づき、出産育児一時金の支給額について健康保険法施行令の一部改正が行われた時には、健康保険法施行令と本市の国民健康保険条例に齟齬が生ずることのないよう遅滞なく適切な措置を講じることということで皆様の了解をいただいたということですのでよろしくお願いします。  
建議については進めていただいて次回の会議で改定案を確認させていただきます。  
今回用意された議題は全て終了しましたが、委員の方々から何か意見や質問があれば、よろしくお願いします。

委 員：質問ではなく、意見です。次回の時に事前送付されたものを見ながら最終的に色々な意見を次回の協議会ですということになりますが、説明いただきました資料の13

ページのような策定の税率算定のプロセスとか14ページのところに最後の部分が重要になると思ったのですが、加入者の所得とか世帯状況収納率を総合的に判断した上で、税率を決定するという事なので、どのように議論されて出されたかの資料をいただければ、私達も考える参考になるのではないかと思いますので、資料をいただけたらと思います。

会 長：ありがとうございます。加入者の所得・世帯の状況・収納率に関する資料を提示いただければと考えてきやすいという御意見ですのでよろしく願いいたします。他にはいかがでしょうか。

委 員：(その他、意見・質問等なし)

会 長：それでは、今回の議事にかかる事項を終了させていただきます。委員の皆様には円滑な議事進行に協力いただき、ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

事務局：ありがとうございました。それではこれをもちまして、令和4年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。次回第3回は来年1月19日(木)午後2時から410会議室で開く予定です。長時間にわたり御協力ありがとうございました。

## 5 閉会

令和4年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。